

判決年月日	平成29年11月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10132号		
<p>○ 本願商標の指定商品である「コンピュータソフトウェア」と引用商標の指定商品である「半導体チップ、半導体素子」とは、①その用途及び機能において密接な関連を有するものであること、②両商品を生産している事業者が相当数存在すること、③総合ショッピングサイトや家電量販店だけでなく、半導体素子等を含む電子部品を専門に扱う相当数の販売店においても、両商品が販売されていること、④両商品の需要者は共通する場合があることなどの事情に照らすと、両商品に同一又は類似の商標が使用されるときは、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認混同するおそれがあると認められる関係にあり、商標法4条1項11号にいう「類似する商品」に当たる。</p>			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2015-6591号(本願商標), 不服2016-1820号, 商標登録番号第5228470号(引用商標)

判決要旨

本件は、「UNIFI」の欧文字を標準文字で表し、指定商品を第9類「クロマトグラフィ及び質量分析の分野において用いられる理化学装置の制御用コンピュータソフトウェア、データの収集・分析・管理・保存・転送及びデータの状況監視・レポート作成・法規制との適合性を図る理化学装置制御用コンピュータソフトウェア、その他のコンピュータソフトウェア」とする本願商標について拒絶査定を受けた原告の審判請求について、特許庁がした請求不成立審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は、要するに、本願商標は、「Unifi」の欧文字を標準文字で表し、指定商品を第9類「半導体チップ、半導体素子」とする引用商標と類似する商標であって、かつ、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品とは、同一又は類似するものであるから、商標法4条1項11号に該当し、商標登録を受けることができない、などというものである。取消事由は、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品の類否に係る判断の誤りなどである。

本判決は、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

本願商標の指定商品である「コンピュータソフトウェア」と、引用商標の指定商品である「半導体チップ、半導体素子」とは、①いずれも電子の作用を応用したものであり、コンピュータ等の電子機器を稼働するために構成上不可欠なものであって、その用途及び機能において密接な関連を有するものであること、②両商品を生産している事業者が相当数存在すること、③様々な商品を取り扱っている総合ショッピングサイトや家電量販店だけでなく、半導体素子等を含む電子部品を専門に扱う相当数の販売店においても、両商品が

販売されていること，④両商品の需要者は，一般の個人需要者や電子機器等の製造メーカーにおいて共通する場合があることなどの事情に照らすと，両商品の原材料及び品質が異なること，完成品と部品の関係にないことなどを考慮したとしても，両商品に同一又は類似の商標が使用されるときは，同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認混同するおそれがあると認められる関係にあり，商標法4条1項11号にいう「類似する商品」に当たると解するのが相当である。